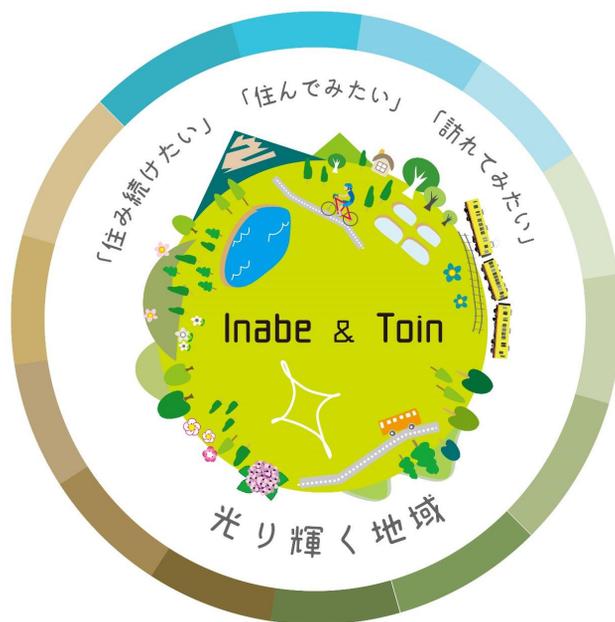


第3次
旧員弁郡
定住自立圏
共生ビジョン

いなべ市 東員町



第3次旧員弁郡定住自立圏共生ビジョンに対する検証結果

令和6年7月
いなべ市・東員町

目 次

1	将来人口目標	1
2	生活機能の強化に係る政策分野	
	(1) 医療	
	① いなべ市健康こども部(健康推進課・母子保健課)・東員町健康長寿課	2
	② いなべ市総務部(防災課)・東員町総務課	4
	(2) 福祉	
	① いなべ市福祉部(長寿福祉課・介護保険課)・東員町健康長寿課	6
	② いなべ市福祉部(障がい福祉課)・東員町地域福祉課	8
	③ いなべ市健康こども部(発達支援課)・東員町子ども家庭課	10
	④ いなべ市健康こども部(母子保健課)・東員町子ども家庭課	11
	⑤ いなべ市教育委員会(学校教育課)・東員町子ども家庭課	12
	(3) 教育	
	① いなべ市教育委員会(学校教育課)・東員町学校教育課	14
	② いなべ市健康こども部(発達支援課)・東員町学校教育課	16
	(4) 土地利用	
	① いなべ市建設部(管理課)・東員町建設課	18
	(5) 産業振興	
	① いなべ市農林商工部(農業振興課)・東員町産業課	20
	② いなべ市農林商工部(商工観光課)・東員町産業課	22
	② いなべ市都市整備部(都市整備課)・東員町政策課	24
	(6) 防災	
	① いなべ市総務部(防災課)・東員町総務課	26
3	結びつきやネットワークの強化に係る政策分野	
	(1) 地域公共交通	
	① いなべ市都市整備部(交通政策課)・東員町政策課	28
	(2) 道路等交通インフラ整備	
	① いなべ市建設部(建設課・高速道路対策課)・東員町建設課	30
	(3) 圏域内外の住民との交流・移住促進	
	① いなべ市都市整備部(住宅課)・東員町建設課・政策課	32
	② いなべ市企画部(広報秘書課)・東員町政策課	34
	③ いなべ市農林商工部(商工観光課)・東員町政策課	35
	④ いなべ市教育委員会(生涯学習課)・東員町社会教育課	36
4	圏域マネジメントの能力強化に係る政策分野	
	(1) 圏域内市町村の職員等の交流	
	① いなべ市総務部(職員課)・東員町総務課	37
	② いなべ市教育委員会(学校教育課)・東員町学校教育課	38
	③ いなべ市企画部(市民活動室)・東員町町民課	40
	(2) 圏域マネージメントの強化に係る取組	
	① いなべ市農林商工部(商工観光課)・東員町政策課	42

【計画】 将来推計人口

[単位：人]

年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
いなべ市	45,383	44,717	43,855	42,915	41,832	40,629
東員町	24,727	23,888	22,829	21,568	20,209	18,916
合計	70,110	68,605	66,684	64,483	62,041	59,545

[出典：国立社会保障・人口問題研究所推計（平成27国勢調査を基に平成30年推計）]

【計画】 人口ビジョン

[単位：人]

年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
いなべ市	44,863	43,768	42,547	41,159	39,575
東員町	25,800	26,121	26,374	25,772	24,938
合計	70,663	69,889	68,921	66,931	64,513

[いなべ市：令和2年2月改定、東員町：令和3年3月策定]

【計画】 第3次旧員弁郡定住自立圏共生ビジョンにおける将来人口目標

[単位：人]

	いなべ市	東員町	合計
第3次目標人口	45,500人	26,200人	71,700人

[令和6年度末時点]

【実績】 住民基本台帳の人口推移

[単位：人]

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
いなべ市	45,602	45,250	44,763	44,691	44,656
東員町	25,931	25,957	25,838	25,879	25,810
合計	71,533	71,207	70,601	70,570	70,466
(参考)三重県	1,771,855	1,761,635	1,744,795	1,731,863	1,716,617

[出典：住民基本台帳（※基準日：いなべ市4月1日、東員町3月31日）]

第3次旧員弁郡定住自立圏共生ビジョンにおける令和6年度末の将来人口目標は71,700人としていましたが、令和6年4月現在の住民基本台帳の人口は70,466人で目標よりも1,234人少ない状況となっており、目標達成は難しい状況です。

しかし、三重県内の人口が55,000人超の減少の中、圏域内人口は1,000人弱の減少に留めることができたことを考えると、ある程度の人口減少の鈍化又は維持できていると考えられます。

生活機能の強化に係る政策分野

分 野	医療		
第3次共生ビジョン 掲載頁	23	担 当	いなべ市 健康こども部 (健康推進課・母子保健課) 東 員 町 健康長寿課

【1 現状と課題（第3次共生ビジョン）】

- ・圏域の住民が安心して医療を受けることが出来るよう、急性期病院と圏域内の開業医との連携強化・役割分担など、圏域全体で医療体制を支える取り組みが重要です。
- ・一次救急医療体制においては、開業医のいなべ医師会に業務委託を行い、交代制による休日診療体制（在宅医当番制度）を維持することで、年間約500人の圏域住民の受診がありました。二次救急医療体制においては桑名・いなべ病院群輪番制病院を支援し、重篤な患者に対しても24時間の緊急医療体制の維持ができています。
- ・第2次共生ビジョンでは、一次救急医療体制にていなべ医師会に、二次救急医療体制にて病院群輪番制参加病院の24時間救急医療体制を維持するための財政支援を行うことで、圏域全体の医療体制を支えています。
- ・医師不足の対策として、圏域内で勤務する医師（研修医）の確保に向け、卒業後に圏域内の病院で臨床研修を受けることを条件に、大学の医学部に在籍する学生に対して奨学金を支給する貸付事業を行い、医師の確保・育成を図ってきました。平成22年度以降で22名に奨学資金を貸与し医師確保を図ることができました。今後も、医師の偏在などにより地方の勤務医不足は継続するため、事業を継続する必要があります。
- ・安心して出産できる体制を維持するために、出産取扱医療機関であるいなべ総合病院に対して、分娩取扱件数に基づく分娩手当の一部を助成し、産婦人科医確保のための支援を行いました。今後も周産期医療に従事する産婦人科医を確保していくためには、引き続き支援を行う必要があります。

【2 基本方針（第3次共生ビジョン）】

- ・圏域内の病院と開業医（在宅医）の役割分担による切れ目のない医療提供の確保や地域医療を担う医療従事者の確保及び充実を図ります。

【3 連携する主な施策（第3次共生ビジョン）】

ア	医療体制の確保
イ	一次救急（在宅医輪番制）体制の確保
ウ	二次救急（病院群輪番制）体制の確保
エ	適正受診等の啓発

【4 成果指標（第3次共生ビジョン）】

連携する施策	事業数	成果指標	単位	目標値				
				実績値				
				R2	R3	R4	R5	R6
医療体制の確保	6	病院群輪番制参加病院の常勤医師数	人	24	24	24	24	24
				25	26	25	27	—
一次救急（在宅医当番制）体制の確保	1	在宅医当番制による日曜祝日及び年末年始の診療日数	日	72	72	72	72	72
				71	71	71	72	—
二次救急（病院群輪番制）体制の確保	1	病院群輪番制病院の当番回数	回	88	88	88	88	88
				88	88	88	87	—
適正受診等の啓発	2	妊婦健診受診等啓発事業「命の授業」を受講した中学2年生の学校数	校	6	6	6	6	6
				0	3	4	4	—

【5 施策の評価及び課題】

【医療体制の確保】

市民が安心して医療を受診できる体制を維持するために、急性期中核病院であるいなべ総合病院に、財政支援を行うことで、休日夜間における急患診療体制を維持することができています。

医師不足の対策として、いなべ市では、市内で勤務する医師（研修医）の確保に向け、卒業後いなべ市内の病院で臨床研修、勤務することを条件に、大学の医学部に在籍する学生に対して奨学金を貸付し、医師の確保・育成を図ってきました。今後も、医師の偏在など、地方の勤務医不足は継続するため、引き続き事業を継続し、医師を確保していく必要があります。

安心して出産できる体制を維持するために、出産取扱医療機関であるいなべ総合病院に対して、分娩取扱件数に基づく分娩手当の一部を助成し、産婦人科医確保のための支援を行いました。今後も周産期医療に従事する産婦人科医を確保していくためには、引き続き支援を行う必要があります。

【一次救急体制の確保】 【二次救急体制の確保】

一次救急医療体制事業は、いなべ医師会に業務委託し、開業医の交代制による休日診療体制（在宅当番医制度）を維持することで、年間500人ほどの圏域の住民の方々が受診しました。

二次救急医療体制事業は、病院群輪番制参加病院に対して財政支援を行うことで、重篤な患者に対しても24時間の緊急医療体制を維持することができました。

【適正受診等の啓発】

妊婦健康診査については、母子手帳発行時に面接等により保健師と対象者が関わり、定期受診について指導を行った結果、継続した受診ができていたことを確認できました。

また、令和5年度は、母子健康手帳アプリを構築するなどし、適正受診の一層の啓発につなげることができました。また、「命の授業」については、令和2年度から令和4年度までのコロナ禍が影響し、実施数が減少しました。

【6 達成状況及び今後の方向性】

達成	一部達成	未達成	一部未達成	未実施	未検討
継続	一部継続	廃止			

【7 基本方針 等（第4次共生ビジョン）】

- ・圏域内の病院と開業医（在宅医）の役割分担による切れ目のない医療提供の確保や地域医療を担う医療従事者の確保及び充実を図ります。
- ・適正受診等の啓発は、第1共生ビジョンから相互の圏域において実施してきた結果、普及啓発が進んでいることから、次期共生ビジョンの連携する施策から廃止します。

生活機能の強化に係る政策分野

分 野	医療		
第3次共生ビジョン 掲載頁	23	担 当	いなべ市 総務部（防災課） 東 員 町 総務課

【1 現状と課題（第3次共生ビジョン）】

- ・災害により沿岸部の被害が拡大した場合に、内陸部の医療機関は重要な施設です。特に内陸部に位置するいなべ総合病院は災害時の医療重要拠点ですが、災害時医師確保など、さまざまな課題が山積しています。災害のみならず、地域医療拠点施設としての重責を担っていく必要があります。

【2 基本方針（第3次共生ビジョン）】

- ・災害医療体制の構築を図ります。

【3 連携する主な施策（第3次共生ビジョン）】

オ	防災対策の計画的な推進
---	-------------

【4 成果指標（第3次共生ビジョン）】

連携する施策	事業数	成果指標	単位	目標値				
				実績値				
				R2	R3	R4	R5	R6
防災対策の計画的な推進	2	防災ヘリの活用件数	件	6	6	6	6	6
				7	7	5	3	—

【5 施策の評価及び課題】

南海トラフ地震などが発生し、沿岸部地域の被害が拡大した場合に、内陸部あるいなべ総合病院は重要な施設となります。東日本大震災における日本赤十字石巻病院と同様に多くの重症患者が運ばれ、トリアージをしながらSCU機能も用いて実施する必要があります。

平時においては、山岳救助事案やドクターヘリの場外離着陸場として使用し、患者搬送に活用されています。

【6 達成状況及び今後の方向性】

達成	一部達成	未達成	一部未達成	未実施	未検討
継続	一部継続	廃止			

【7 基本方針 等（第4次共生ビジョン）】

防災対策の計画的な推進については、いなべ総合病院を災害時の医療重要拠点として、ヘリポートの整備、備蓄倉庫の建設、防災アプリの構築などのインフラ施設の整備をはじめ、災害時機材の充実、緊急避難エリアの拡充、避難所仮設トイレの整備、備蓄食料・備品など、中心市のいなべ総合病院を核として、防災対策の計画的な推進を実施してきました。

第1次共生ビジョンから第3次共生ビジョンの最中においても全国各地で大地震が発生し、一層、防災対策に万全な準備を行っていく必要がありますが、圏域としては推進が進んだことから、次期共生ビジョンからは廃止します。

生活機能の強化に係る政策分野

分 野	福祉		
第3次共生ビジョン 掲載頁	24	担 当	いなべ市 福祉部 東員町 健康長寿課 (長寿福祉課・介護保険課)

【1 現状と課題（第3次共生ビジョン）】

【在宅医療・介護連携推進事業】

- ・団塊の世代が後期高齢者（75歳）となる2025年には、全国的に高齢化率がピークとなり、傷病者全てを病院で受け入れることが困難になると予想されます。こういった局面に備えるためには、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を深化・推進させる必要があります。そのなかでも在宅医療と介護連携による広域的な取り組みが有効です。いなべ市と東員町では、平成26年度から在宅医療・介護連携推進事業に取り組み、多職種間の「顔の見える、仕事の見える関係づくり」を目指して事業を重ね、医療機関と介護事業所等の連携が深まってきました。今後は、「連携」から「協働」へと目指すところを進化させ、次の段階として“階層別連携コーディネート”による一次連携から二次、三次、四次連携と連携職種の層ごとに重層的な事業の推進を図っていく必要があります。

【認知症施策の推進】

- ・高齢化の進展とともに、認知症高齢者の割合も増加しており、認知症疾患医療センター及び東員病院や開業医と連携し、認知症の早期発見・早期治療につながる適切な認知症ケアの推進を図る必要があります。また、家族介護者が介護知識や技能を習得するための勉強会の開催や、地域包括支援センターや介護事業所による「介護者教室」「リフレッシュ事業」「認知症カフェ」の開催などにより、身近な地域で参加しやすい事業を連携して充実する必要があります。

【自治会単位での見守り体制の構築】

- ・ひとり暮らし高齢者等が増加する中、公的なサービスだけに頼らない、地域での見守りや支え合いなど、互助の取り組みを推進する必要があります。そのため、自治会を単位として福祉委員会（いなべ市）や福祉座談会（東員町）を設置し、地域が主体となって地域の課題の解決に向けて取り組む体制づくりを行っています。また、できるだけ生涯にわたって医療や介護を受けずに健康でいられるよう、地域の身近な集会所等で住民主体の取り組みである「元気づくりシステム」（いなべ市）、「いきいき百歳体操」（東員町）を中心に、介護予防・健康増進、疾病予防事業を拡大していく必要があります。そのためには、活動参加への啓発や実施におけるフォローアップなど、住民主体による自助の取り組みが継続していけるようシステム全体のコーディネートが必要です。

【適正な介護認定審査会の実施】

- ・両市町が共同で介護認定審査会や障害者介護給付費等の支給に関する審査会を設置し、各審査会を計画どおり開催しています。今後も引き続き公平、公正かつ迅速、的確な介護認定審査による介護保険利用者等の利便性の向上や、障害者給付費等の認定審査による利用者等の利便性の向上が求められています。

【2 基本方針（第3次共生ビジョン）】

- ・住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

【3 連携する主な施策（第3次共生ビジョン）】

ア	地域包括ケアシステムの深化・推進【在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援体制の整備（互助の促進）、介護予防・健康増進】
イ	介護サービスの推進

【4 成果指標（第3次共生ビジョン）】

連携する施策	事業数	成果指標	単位	目標値				
				実績値				
				R2	R3	R4	R5	R6
地域包括ケアシステムの構築の深化・推進	2	福祉委員会及び福祉座談会設置箇所数	箇所	70	88	103	118	133
				78	83	88	90	—
介護サービスの推進	1	介護認定件数	人	3,200	2,750	2,750	2,750	2,750
				2,701	2,659	2,514	2,780	—

【5 施策の評価及び課題】

【在宅医療・介護連携推進事業】

平成26年度から東員町・いなべ市合同で『いなべ在宅医療多職種連携推進協議会』を立ち上げました。東員町役場・いなべ市役所のそれぞれに在宅医療・介護連携支援センターを設置して、医療・介護の現場を把握するための研修会等を実施したことにより、専門職同士の連携推進事業に取り組み、医療機関と介護事業所の連携が深まってきました。しかし、令和2年度からのコロナ禍のため集合形式の研修が出来なくなり、現場の状況を把握することが困難になり在宅医療・介護連携支援センターと現場との課題の認識の格差が生じました。コロナ禍が落ち着いた後、より現場に近いところへセンターを移し医療・介護の専門職が立ち寄り易く現場に寄り添った研修や研究会の実施、円滑な連携の推進、事業所・住民への積極的な啓発をすることをいなべ市・東員町で検討しました。

【認知症施策の推進】

高齢化に伴い認知症高齢者が増加してきました。早期に認知症を発見し治療に繋がるよう、東員病院を中心に医療機関と認知症初期集中支援チームの連携体制の構築を検討しました。認知症になっても安心して地域で生活できるよう、認知症サポーター養成講座の実施、チームオレンジの設置を進めていきます。

【6 達成状況及び今後の方向性】

達成	一部達成	未達成	一部未達成	未実施	未検討
継続	一部継続	廃止			

【7 基本方針 等（第4次共生ビジョン）】

- ・住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を図ります。
- ・令和6年4月より在宅医療・介護連携支援センターをいなべ総合病院に委託し、いなべ医師会・いなべ市・東員町と強固な連携を図りいなべ地域の在宅医療・介護連携推進事業を進めていきます。

生活機能の強化に係る政策分野

分 野	福祉		
第3次共生ビジョン 掲載頁	24-25	担 当	いなべ市 福祉部（障がい福祉課） 東 員 町 地域福祉課

【1 現状と課題（第3次共生ビジョン）】

【障がい者（児）福祉サービスの推進】

- ・施設建築などのハード面での整備から、支援者の協力体制の確保や連携など、圏域内でのソフト面でのサービス提供体制を構築していくことが必要です。障がい者（児）の重度化・高齢化や親亡き後に備え、ソフト面において地域内で安心して暮らせる仕組みとして、地域生活支援拠点等（相談体制・緊急時の受け入れ・体験の機会の場の提供・専門的人材の確保、養成・地域における体制づくり）の整備が必要となります。
- ・医療的ケアが必要な障がい者（児）、強度行動障害、高次脳機能障害など、支援が困難な場合においては、多職種連携を図り、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせ、地域全体で支援する協力体制を構築することが必要です。
- ・障がい者（児）の相談者数は、増加しています。圏域内の相談支援事業者に対して、三重県の相談支援従事者研修の受講や相談支援員の拡充を要請していく必要があります。
- ・障がい者の社会参加を促進するための手話通訳者等の派遣については、いなべ市が東員町から業務を受託し、圏域で利用しやすい手話通訳等の派遣体制を構築することができました。今後は、派遣件数の増加に対応するために手話通訳者等の育成や確保が必要です。

【2 基本方針（第3次共生ビジョン）】

- ・介護の必要な高齢者や障がい者（児）が、安心して暮らせるよう各種サービスの提供を行います。

【3 連携する主な施策（第3次共生ビジョン）】

ウ	障がい者福祉サービスの推進
---	---------------

【4 成果指標（第3次共生ビジョン）】

連携する施策	事業数	成果指標	単位	目標値				
				実績値				
				R2	R3	R4	R5	R6
障がい者福祉サービスの推進	7	障がい福祉サービス等利用者数（各年延べ）	人	10,100	10,100	10,100	10,100	10,100
				8,934	9,463	9,593	10,674	—

【5 施策の評価及び課題】

障がい福祉サービスの利用は、年々増加傾向にあります。

障がい児への福祉サービスである放課後等デイサービスは、学校、自宅に加えた居場所として提供され、社会性、コミュニケーション能力等の向上が期待され、毎年、利用が増加し、今後も増加が見込まれています。

障がい福祉サービスの利用にあたっては、サービス提供事業所の確保とともに、相談支援体制の充実が求められています。相談支援事業所の事業所数や相談支援専門員の人数が不足していることから、相談支援体制を充実させていく必要があります。また、相談内容の多様化・複雑化に伴い、相談支援専門員だけでは解決が難しい問題が増えています。

コロナ禍は、障がい者にとって、日常生活に非常に大きな混乱をもたらしました。通っている施設が休業し、自宅での生活を余儀なくされたり、グループホームでは、集団クラスターが発生し、外出を制限される場面が続きました。

手話通訳者・要約筆記者の派遣は、コロナ禍前の水準に戻っています。手話通訳者等の育成や確保が必要であり、令和4年度から手話奉仕員養成講座を再開させています。

障がい福祉サービスは、障がい者やその家族等の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、必要なサービスが、安定的・継続的に提供されることは重要です。必要なサービスを継続的に提供するため、また、一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るため、業務継続計画（BCP）を策定しなければなりません。感染症や自然災害が発生した場合に備え、事業所に対し、業務継続計画（BCP）の策定に向けた支援を行っています。

親亡き後も暮らしてきた地域で暮らし続けるようグループホームの整備が進みました。さらに、重度の障がい者にとっては、受け入れられる施設が少ないという課題があるなか、重度訪問介護というサービスが充実し、生活全般に介護を手厚く提供することで地域での暮らしを実現させています。

医療的ケア児の生活を地域で支えることを目標に、医療的ケアを必要とする児童が、切れ目なく地域で生活していくため、医療・福祉・保健・教育・行政の顔の見える連携ネットワークを三重県とともに構築しています。

差別解消法の施行後、まだ社会全体における合理的配慮の提供が十分でないという意見があり、必要な合理的配慮について取組を行う必要があります。

行動障がいの方の地域での生活を支える社会資源が少なく、専門的な支援が十分に受けることができない課題があります。

また、発達障がいに関する相談が増加している中、地域全体で発達障がいを支える体制づくりが必要となっています。

障害者の雇用においては、職域が固定されており、一般就労は困難な状況もあります。働き続けることが難しく、職場定着のためには、企業における障害者への理解を深めることが必要となっています。

福祉サービスの利用にあたっては、障がい者の主体性・選択制が尊重されるべきであり、多様化するニーズに応じていくために、既存の社会資源を利用しやすくしたり、新たな社会資源を開発していきます。

【6 達成状況及び今後の方向性】

達成	一部達成	未達成	一部未達成	未実施	未検討
継続	一部継続	廃止			

【7 基本方針 等（第4次共生ビジョン）】

- ・障がいのある人が、社会の一員として尊重され、自らの考えに基づいた決定をし、その考えを表明したり、行動したりするための支援を行い、それを実現できるための社会資源の提供を図ります。
- ・障がい者の重度化・高齢化を見据え、居住支援のための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)を確保するための地域生活支援拠点の充実に取り組み、他機関との連携、地域づくり、重層的支援体制の充実を進めていきます。

生活機能の強化に係る政策分野

分 野	福祉		
第3次共生ビジョン 掲載頁	25	担 当	いなべ市 健康こども部（発達支援課） 東 員 町 子ども家庭課

【1 現状と課題（第3次共生ビジョン）】

- ・障がいのある児童や発達に支援を要する児童の保護者に対する子育て支援を充実させ、保護者や関係機関との情報共有、交流活動を活発化させたり、親子で安心して過ごす時間を増やしたりすることで、保護者の負担軽減や児童の基本的な生活習慣の向上を図っていく必要があります。

【2 基本方針（第3次共生ビジョン）】

- ・介護の必要な高齢者や障がい者（児）が、安心して暮らせるよう各種サービスの提供を行います。

【3 連携する主な施策（第3次共生ビジョン）】

工	障がい児福祉サービスの充実
---	---------------

【4 成果指標（第3次共生ビジョン）】

連携する施策	事業数	成果指標	単 位	目標値				
				実績値				
				R2	R3	R4	R5	R6
障がい児福祉サービスの充実	2	療育支援事業（療育教室及び個別療育） 利用人数	人	95	95	95	95	95
				93	79	84	95	—

【5 施策の評価及び課題】

療育支援事業については、各市町の支援体制に基づき取り組みを進めています。
療育の利用を希望する子どもが多くある中で、一人ひとりの状態に応じた支援を提供できるよう事業の体系を見直すことで、おおむね各自の希望に応じた利用につながりました。
今後は、保護者の療育事業への期待が多様化する中で、行政機関として取り組むべき内容の整理が必要です。

【6 達成状況及び今後の方向性】

達成	一部達成	未達成	一部未達成	未実施	未検討
継続	一部継続	廃止			

【7 基本方針 等（第4次共生ビジョン）】

各々の市町で障がい児福祉サービスの地域資源が異なり、独自のニーズに対応していく必要があるため、本事業を廃止します。

生活機能の強化に係る政策分野

分 野	福祉		
第3次共生ビジョン 掲載頁	25	担 当	いなべ市 健康こども部（母子保健課） 東 員 町 子ども家庭課

【1 現状と課題（第3次共生ビジョン）】

・絶え間ない子育て支援サービスの提供が必要です。

【2 基本方針（第3次共生ビジョン）】

・子育てしやすい環境を整えるため、乳幼児から小学生までが活用できる子育て支援施策の充実を図ります。

【3 連携する主な施策（第3次共生ビジョン）】

オ	子育て支援センターの充実
---	--------------

【4 成果指標（第3次共生ビジョン）】

連携する施策	事業数	成果指標	単位	目標値				
				実績値				
				R2	R3	R4	R5	R6
子育て支援センターの充実	2	子育て支援センターの利用者数	人	46,000	46,000	46,000	46,000	46,000
				27,328	33,176	39,758	43,136	—

【5 施策の評価及び課題】

コロナ禍で始まった今回の期間、行事の中止や一時期の休館もありましたが、様々な感染対策を徹底して開館を続けました。行事もセンターで行うものは二部制や人数制限を実施、公民館などに出向いていたものは屋外の公園などに出かける等に変更するなど工夫を凝らし再開していきました。

子育て中の親子が孤立することがないように、親子がゆっくり遊べる場、親子同士が交流できる場の提供、また、子育てに関する不安や悩みを気軽に相談できる場として、子育て家庭の支援を行いました。

コロナ禍で落ち込んだ利用者も徐々に回復しつつありますが、目標値には届いていない現状です。

未満児の就園が増えていることや子どもの数の減少もありますが、未利用者もまだあることから、様々な機会に周知を行い、子育て親子同士の交流や地域の方々との交流を図り、個々及び地域の子育て力の向上を図る必要があります。また、支援センター職員、支援員、応援者等に対する研修を実施し、資質向上を図る必要があります。

【6 達成状況及び今後の方向性】

達成	一部達成	未達成	一部未達成	未実施	未検討
継続	一部継続	廃止			

【7 基本方針 等（第4次共生ビジョン）】

子育てしやすい環境を整えるため、乳幼児期の子育て支援施策の充実を図ります。

生活機能の強化に係る政策分野

分 野	福祉		
第3次共生ビジョン 掲載頁	25	担 当	いなべ市 教育委員会（学校教育課） 東 員 町 子ども家庭課

【1 現状と課題（第3次共生ビジョン）】

- ・保護者が労働等により、放課後家庭に帰っても子どもだけとなる世帯が増加傾向にあるため、放課後の児童が安全に学習や遊びを行える環境を提供する必要があります。

【2 基本方針（第3次共生ビジョン）】

- ・子育てしやすい環境を整えるため、乳幼児から小学生までが活用できる子育て支援施策の充実を図ります。

【3 連携する主な施策（第3次共生ビジョン）】

カ	放課後児童クラブの運営・支援
---	----------------

【4 成果指標（第3次共生ビジョン）】

連携する施策	事業数	成果指標	単位	目標値				
				実績値				
				R2	R3	R4	R5	R6
放課後児童クラブの運営・支援	1	放課後児童クラブの設置数	箇所	18	18	18	18	18
				19	19	21	22	—

【5 施策の評価及び課題】

小学校1年生から6年生までの児童が放課後に過ごせる居場所として、放課後児童クラブの支援を行いました。保護者が家庭にいない時間（概ね18：00まで）を放課後児童クラブを利用することで、低学年の児童が1人で保護者の帰宅を待つことへの不安が軽減され、保護者の就労支援につながったと考えます。

課題として、放課後児童クラブの利用人数が、年ごとに申込数が大きく増減する可能性があるため、長期計画を組むことが難しいこと。また、放課後児童クラブ支援員の確保についても、平日は午後、夏休み等の学校長期休業期間については1日といった特殊な勤務時間を設定しているため、支援員の不足が起りやすいことがあげられます。

【6 達成状況及び今後の方向性】

達成	一部達成	未達成	一部未達成	未実施	未検討
継続	一部継続	廃止			

【7 基本方針 等（第4次共生ビジョン）】

市町の利用人数に応じた放課後児童クラブの確保は、児童が安心して過ごせる居場所づくり（子育て支援）や保護者の就労支援につながるため、継続して放課後児童クラブの運営・支援を行います。

生活機能の強化に係る政策分野

分 野	教育		
第3次共生ビジョン 掲載頁	26	担 当	いなべ市 教育委員会（学校教育課） 東 員 町 学校教育課

【1 現状と課題（第3次共生ビジョン）】

- ・圏内小中学校から報告される児童生徒に係る生徒指導上の問題は、複雑化・多様化の傾向が見られます。また、「いじめの認知件数」及び「不登校児童生徒数」については、「横ばい」又は「増加」の傾向が認められます。それぞれの課題解決に向けては、スクール・カウンセラー、スクール・ソーシャルワーカー、臨床心理士、弁護士などの専門的知識を有する職員の活用や市町関係課及び警察、児童相談所、教育支援センター等と連携した支援を強化する必要があります。
- ・この度改定される学習指導要領においては、「社会に開かれた教育課程」を目指すべき理念とし、地域との連携・協働のもと、地域社会の担い手・作り手としての児童生徒の育成が求められています。加えて、防災・防犯活動においても、学校と地域住民等との連携・協力のもとで、安心・安全な学校環境・地域環境を確保することが求められています。
- ・新たな学習指導要領に基づく授業改善、生徒指導上の問題解決、保護者から求められる要望への対応等、学校・教職員に求められる役割は多岐にわたっており、その対応に要する教職員の時間外労働時間の増加が大きな課題となっています。関係機関との連携、保護者・地域との連携・協働により課題の早期解決を図るとともに教職員の負担軽減を図る必要があります。

【2 基本方針（第3次共生ビジョン）】

- ・「いじめ問題」や「不登校」など、児童生徒に係る課題等の未然防止・早期発見・早期対応解決を図ります。
- ・学校・家庭・地域と共に子育てにおける取り組みを進めるとともに、安心・安全な学校環境・地域環境を確保していきます。

【3 連携する主な施策（第3次共生ビジョン）】

ア	いじめ・不登校などの課題に対する適切な対応
イ	地域による学校支援の充実
ウ	地域に根ざした特色ある学校づくりの推進

【4 成果指標（第3次共生ビジョン）】

連携する施策	事業数	成果指標	単位	目標値				
				実績値				
				R2	R3	R4	R5	R6
いじめ・不登校などの課題に対する適切な対応	2	ふれあい教室へ関わった不登校児童生徒の割合	%	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0
				53.2	44.3	35.3	30.9	—
地域による学校支援の充実	1	各校に登録する学校支援ボランティアの人数	人	2,473	2,483	2,493	2,503	2,513
				1,607	1,539	1,623	1,642	—
地域に根ざした特色ある学校づくりの推進	1	「地域・社会貢献」を考える中学3年生の割合	%	70.0	75.0	80.0	85.0	90.0
				76.5	50.6	54.9	72.0	—

【5 施策の評価及び課題】

【いじめ・不登校などの課題に対する適切な対応】

不登校傾向の児童生徒に対しては、学校及び教育委員会が支援体制を組み、情報の共有、課題の見極め、役割分担、個に応じた支援を実施しています。学校においては、児童生徒の欠席・遅刻・早退の状況を適時把握し、不登校傾向児童生徒の早期発見に努めています。また、教育委員会においては、該当小中学校へスクール・カウンセラーやスクール・ソーシャル・ワーカーを派遣し、児童生徒及び保護者、教職員の支援を行っています。特にいなべ・東員教育支援センター（ふれあい教室）では、通級可能な児童生徒及び保護者との丁寧な関係作りを行うと共に、学校復帰や社会自立の為に個別支援を行うことができました。ここ数年、各校から報告される不登校児童生徒数は増加傾向であり、今後も継続的な支援が必要です。さらに、定期的実施しているQ-U調査等の結果を分析・活用し、不登校の未然防止に努めていく必要があります。

【地域による学校支援の充実】 【地域に根ざした特色ある学校づくりの推進】

市内各校においては、学校運営協議会と地域学校協働委員会が連携し、「学習支援」「環境整備」「文化体験活動」「学校行事」「登下校の見守り支援」などの地域学校協働活動の充実が図られています。学校の応援団である「学援隊」の登録者を中心に、保護者や地域住民の方々には、これらの活動の支援を行っていただきました。今後も学援隊の拡大を図るとともに、地域と共に在る学校づくり・学校教育を通じた地域づくりを一体的に推進していく必要があります。

また、児童生徒に対しては、地域の人・自然・歴史・文化・産業などに関心を持たせるとともに、社会の一員としての自覚をもち、社会に貢献することの大切さを学ばせることができました。今後も「未来いなべ科」を中心に、取組の継続と充実を図る必要があります。

【6 達成状況及び今後の方向性】

達成	一部達成	未達成	一部未達成	未実施	未検討
継続	一部継続	廃止			

【7 基本方針 等（第4次共生ビジョン）】

- ・いじめ問題等の人権課題に対して適切な対応に努めるとともに、人権を大切に教育を推進します。
- ・不登校児童生徒に対して適切な対応に努めるとともに、誰もが安心して通える学校づくりを推進します。
- ・円滑な情報共有及び教職員の働き方改革を進めるために、校務支援システムの有効活用を推進します。

生活機能の強化に係る政策分野

分 野	教育		
第3次共生ビジョン 掲載頁	26	担 当	いなべ市 健康こども部（発達支援課） 東 員 町 学校教育課

【1 現状と課題（第3次共生ビジョン）】

- ・圏内小中学校から報告される児童生徒に係る生徒指導上の問題は、複雑化・多様化の傾向が見られます。また、「いじめの認知件数」及び「不登校児童生徒数」については、「横ばい」又は「増加」の傾向が認められます。それぞれの課題解決に向けては、スクール・カウンセラー、スクール・ソーシャルワーカー、臨床心理士、弁護士などの専門的知識を有する職員の活用や市町関係課及び警察、児童相談所、教育支援センター等と連携した支援を強化する必要があります。

【2 基本方針（第3次共生ビジョン）】

- ・外部専門機関との連携、専門的知識を持ったスクール・カウンセラー、スクール・ソーシャルワーカー、学校心理士、弁護士等の連携・協力により、問題に対して適切な対応を図るとともに学校・教職員の負担軽減を図ります。

【3 連携する主な施策（第3次共生ビジョン）】

工	外部専門機関との連携による学校負担の軽減
---	----------------------

【4 成果指標（第3次共生ビジョン）】

連携する施策	事業数	成果指標	単位	目標値				
				実績値				
				R2	R3	R4	R5	R6
外部専門機関との連携による学校負担の軽減	2	子どもの発達にかかわる相談件数（各年延べ）	件	530	530	530	530	530
				643	741	729	719	—

【5 施策の評価及び課題】

相談窓口の周知及び啓発を重ねたことで、子どもの発達にかかわる相談件数は目標値を大幅に上回っています。また、専門家等との連携を強化したことで、多くのケースに対応することが可能となり、児童生徒、保護者及び学校への支援の充実も図られています。

今後も地域社会全体で切れ目のない支援体制の整備を行い、個別のニーズに対してきめ細かなサポートが求められています。

【6 達成状況及び今後の方向性】

達成	一部達成	未達成	一部未達成	未実施	未検討
継続	一部継続	廃止			

【7 基本方針 等（第4次共生ビジョン）】

市町によって相談支援体制が異なり、それぞれの実情に応じて独自のニーズに対応するため、本事業を廃止します。

生活機能の強化に係る政策分野

分 野	土地利用		
第3次共生ビジョン 掲載頁	27	担 当	いなべ市 建設部（管理課） 東 員 町 建設課

【1 現状と課題（第3次共生ビジョン）】

- ・桑名都市計画区域（東員町及び旧員弁町）は中部圏開発整備法第2条第3項に規定される都市整備区域であるため区域区分の設定が義務付けられています。市街化調整区域では原則建築物が建てられず、土地利用が著しく規制されています。都市計画法第34条第11号に指定された区域においては、新たに土地を購入した第三者による一戸建住宅の建築が認められているため、圏内、圏外を問わず住民の定住に大きく寄与しています。また一戸建専用住宅の宅地開発も認められているため、区域の指定以降は当該制度を利用して多くの住宅が建てられています。
- ・市街化調整区域内でもっとも容易に建築ができる方法として、ホームページで区域を公開するとともに、電話、窓口の相談者に対して当該区域の周知を図っています。
- ・東海環状自動車道インターチェンジが開通し、土地利用の多様化、需要が高まってくることが予想されるため、農振農用地等の優良農地は保全しつつ、移住、定住を促進するための施策等を検討するとともに、国や県にも働きかける必要があります。

【2 基本方針（第3次共生ビジョン）】

- ・第2次共生ビジョンに引き続き、都市計画法第34条第11号に規定する指定区域内での住宅開発の周知を図ります。

【3 連携する主な施策（第3次共生ビジョン）】

ア	指定区域内における住宅開発の周知・相談及び第34条第11号指定区域の拡張の検討
---	---

【4 成果指標（第3次共生ビジョン）】

連携する施策	事業数	成果指標	単位	目標値				
				実績値				
				R2	R3	R4	R5	R6
指定区域内における住宅 開発の周知・相談	1	開発許可件数	件	14	14	14	14	14
				25	25	25	53	—
	1	開発許可件数(宅地分譲の区画数と一戸 建ての開発件数の合計)	件	30	30	30	30	30
				58	27	94	76	—

【5 施策の評価及び課題】

桑名都市計画区域（東員町及び旧員弁町）は中部圏開発整備法第2条第3項に規定される都市整備区域であるため区域区分の設定が義務付けられています。市街化調整区域では原則建築物が建てられず、土地利用が著しく規制されています。

都市計画法第34条第11号に指定された区域においては、新たに土地を購入した第三者による一戸建住宅の建築が認められているため、圏内、圏外を問わず住民の定住に大きく寄与しています。

また一戸建専用住宅の宅地開発も認められているため、区域の指定以降は当該制度を利用して多くの住宅が建てられています。

市街化調整区域内でもっとも容易に建築ができる方法として、ホームページで区域を公開するとともに、電話、窓口の相談者に対して当該区域の周知を図っています。

東海環状自動車道インターチェンジが開通し、土地利用の多様化、需要が高まってくることが予想されるため、農振農用地等の優良農地は保全しつつ、移住、定住を促進するための施策等を検討するとともに、国や県にも働きかける必要があります。

【6 達成状況及び今後の方向性】

達成	一部達成	未達成	一部未達成	未実施	未検討
継続	一部継続	廃止			

【7 基本方針 等（第4次共生ビジョン）】

土地利用の推進（指定区域内における住宅開発の周知・相談及び第34条第11号指定区域の拡張の検討）については、地形や生活環境、歴史や文化など、それぞれの地域の特性を活かしながら、圏域で共通する土地利用構想の模索をしてきましたが、中心市街地と地域拠点の整備、秩序ある開発の誘導、自然と調和した居住環境の創出等、圏域内の個々の構想に依存することが大きいことから、次期共生ビジョンからは廃止します。

生活機能の強化に係る政策分野

分 野	産業振興			
第3次共生ビジョン 掲載頁	28	担 当	いなべ市 東 員 町	農林商工部（農業振興課） 産業課

【1 現状と課題（第3次共生ビジョン）】

【農業】

- ・持続性のある農業生産活動ができるよう、集落ぐるみで生産活動を維持する等の取り組みに対して支援を行っています。
- ・圏域の資源である農地を活用し、移住農業者の生産活動を支援する取り組みも必要です。
- ・農業従事者の高齢化・後継者不足が課題となっており、若年者・女性などの多様な農業従事者の確保や意欲のある新規就農者の確保が必要です。

【2 基本方針（第3次共生ビジョン）】

- ・集落の農地、農業関連施設等を、共同作業により維持管理を行う集落に対して支援を図ります。
- ・圏域の資源である農地を活用し、新規就農者の定着を図ります。
- ・圏域の農地や特産物などの豊かな自然の恵みや観光資源を活用し、交流・集客の拡大を図ります。

【3 連携する主な施策（第3次共生ビジョン）】

ア	農業生産活動の推進
---	-----------

【4 成果指標（第3次共生ビジョン）】

連携する施策	事業数	成果指標	単位	目標値				
				実績値				
				R2	R3	R4	R5	R6
農業生産活動の 推進	1	新規就農者数	人	2	2	2	2	2
				1	3	3	6	—

【5 施策の評価及び課題】

【農業】

集落を基本とした持続性のある効率的で安定的な農業生産活動ができるよう、集落が行う農地、農業関連施設等の維持管理に対する取り組みに対して補助金を交付する支援を行っています。また、三重県桑名農政事務所、三重北農業協同組合等と連携した就農相談会を開催し、新規就農者の確保を図りました。

しかし、農業従事者の減少と高齢化が進んでいる中で農業を維持していくためには、意欲ある新規就農者等の確保・定着が課題となっています。

【6 達成状況及び今後の方向性】

達成	一部達成	未達成	一部未達成	未実施	未検討
継続	一部継続	廃止			

【7 基本方針 等（第4次共生ビジョン）】

農業生産活動の推進については、水稻、麦、大豆、そば等を主体に行われてきましたが、農家の後継者不足、高齢化等により、これまで通りの手法で新規就農者を増加させることが困難な状況にあります。

令和5年4月1日に施行された農業経営基盤強化促進法の改正において、地域計画の策定が法定化されました。この地域計画は、各集落が「将来、地域の農地を誰が利用し、農地をどうまとめていくか」、「農地を含め、地域農業をどのように維持・発展していくか」を協議し、市町村が策定します。

これまで、圏域で取り組んできた農業生産活動の推進（新規就農者の確保）も、今後は、それぞれの圏域が策定した地域計画の方針に沿った農業生産活動の推進を図ることとし、次期共生ビジョンの連携する施策から廃止します。

生活機能の強化に係る政策分野

分 野	産業振興			
第3次共生ビジョン 掲載頁	28	担 当	いなべ市 農林商工部（商工観光課） 東 員 町 産業課	

【1 現状と課題（第3次共生ビジョン）】

【商業・観光】

- ・東海環状自動車道西回り区間や、主要国道421号の整備が進むことでアクセス性の向上につながり、大都市からの更なる自動車での来訪客の増加が期待されています。
- ・圏域の豊かな自然・歴史・文化・施設等の地域資源を活用した地域経済の活性化への取り組みが必要です。今後は、いかに持続、継続性をもたせつつ活性化を図っていくかを検討していきます。

【2 基本方針（第3次共生ビジョン）】

- ・集落の農地、農業関連施設等を、共同作業により維持管理を行う集落に対して支援を図ります。
- ・圏域の資源である農地を活用し、新規就農者の定着を図ります。
- ・圏域の農地や特産物などの豊かな自然の恵みや観光資源を活用し、交流・集客の拡大を図ります。

【3 連携する主な施策（第3次共生ビジョン）】

イ	観光によるまちづくりの推進
---	---------------

【4 成果指標（第3次共生ビジョン）】

連携する施策	事業数	成果指標	単位	目標値				
				実績値				
				R2	R3	R4	R5	R6
観光によるまちづくりの推進	5	観光入り込み客数	人	623,000	625,000	627,000	629,000	631,000
				770,406	812,180	864,562	768,558	—

【5 施策の評価及び課題】

圏域の豊かな自然や文化、風土を活かした地域産業の創出と販路開拓を総合的に発展させ、交流人口を拡大させるとともに、地域経済の活性化を図っていく必要があります。

また、市内唯一の古い町並み、商店街を形成する阿下喜地区と、市庁舎にぎわいの森とを結ぶエリアを中心市街地として位置づけ、空き家、外部人材等を活用しながら、観光誘客の拠点として整備を進めます。

【6 達成状況及び今後の方向性】

達成	一部達成	未達成	一部未達成	未実施	未検討
継続	一部継続	廃止			

【7 基本方針 等（第4次共生ビジョン）】

中心市であるいなべ市の拠点施設（梅まつり、新そば祭り、ツアー・オブ・ジャパンなどのイベントや、フェアトレードタウン、SDGs 未来都市、にぎわいの森、青川峡キャンピングパーク、グリーンクリエイティブいなべ推進事業に加え、宇賀溪の新キャンプ場「Nordisk Hygge Circles UGAKEI」、温水プール、いなべ阿下喜ベース、梅林公園内に整備中の野遊びSDGs拠点（仮称）を核として、様々な魅力を掘り起こしブランドに育てています。

今後においては、海外からのインバウンド需要も取り込み、里山の魅力あるモノ・コト・トキを創造するため、周遊及び回遊の手段と方法について、「結びつきやネットワーク強化に係る政策分野（公共交通、道路等の交通インフラの整備）」で連携を深めていきます。

つきましては、里山の魅力のつながりの視点から、新たに菰野町との連携も視野に次期共生ビジョンの検討を行います。

生活機能の強化に係る政策分野

分 野	産業振興		
第3次共生ビジョン 掲載頁	28	担 当	いなべ市 都市整備部（都市整備課） 東 員 町 政策課

【1 現状と課題（第3次共生ビジョン）】

【工業】

- ・東海環状自動車道西回り区間の東員IC、大安ICの供用が始まり、全線開通が物流ネットワークの要として生産性向上による経済成長を支え多大なストック効果をもたらすと期待されています。
- ・インフラ整備が整うことで企業の進出や設備投資も旺盛になっていますが、新規に企業が進出する工業団地や適地を確保できないため企業の需要に対応できていません。
- ・これまでは企業本体の誘致を優先的に行ってきましたが、人材不足の問題が企業にも顕著に現れているため企業と情報を共有しながら人材確保のための支援を行っていきます。

【2 基本方針（第3次共生ビジョン）】

- ・企業誘致により住民の雇用の安定や若者の定住化を図ります。

【3 連携する主な施策（第3次共生ビジョン）】

ウ	企業誘致の促進
---	---------

【4 成果指標（第3次共生ビジョン）】

連携する施策	事業数	成果指標	単位	目標値				
				実績値				
				R2	R3	R4	R5	R6
企業誘致の促進	1	企業立地件数（各年）	件	2	2	2	2	2
				0	0	2	1	—

【5 施策の評価及び課題】

優良企業の誘致は住民の雇用創出や地域の活性化に加え、その安定した税収は、圏域にとって重要な財源となるものです。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により低迷していた日本経済は、これまでの日常を取り戻し景気の改善傾向にあります。高水準の賃上げや企業の高い投資意欲により経済活動は前向きで、生産性の向上や供給力の強化を通じて、滞在成長率を高めるためにグリーントランスフォーメーション（GX）、デジタルトランスフォーメーション（DX）、半導体やAI等の分野での投資が拡大し経済の新たなステージに移行するチャンスを迎えています。

中部地域においては、企業の積極的な設備投資や輸送機器の輸出を中心とした生産性の向上により日本経済を牽引していますが、エネルギーを含む急激な物価上昇への対応、部品の安定調達と気候変動によって多発する自然災害への備え、慢性化する人手不足、物流面における2024年度問題の対応など、課題が山積していますが令和8年度に東海環状自動車道が全線開通することから、人やモノの対流が活性化し圏域への企業の進出や設備投資に期待が高まります。ポテンシャルの良さを活かし、企業ニーズを掴みながら工場用地の確保と雇用の安定と若者の定住化を図っていきます。

【6 達成状況及び今後の方向性】

達成	一部達成	未達成	一部未達成	未実施	未検討
継続	一部継続	廃止			

【7 基本方針 等（第4次共生ビジョン）】

企業誘致の推進については、それぞれの地域の特性を活かしながら、連携の可能性を模索してきましたが、各市町の構想に依存することが大きいことから、次期共生ビジョンからは廃止します。

今後は、東海環状自動車道の全面開通に伴い人やモノの対流が活性化し、圏域への企業の進出や設備投資に期待が高まります。

こうした期待に応えるためには、公共交通や道路網の整備、産業振興といった分野に対し、企業目線の助言をいただき、圏域の活性化を図ります。また、それを基に都市計画をはじめ、立地適正化計画等の策定に取り組んでいきます。

生活機能の強化に係る政策分野

分 野	防災		
第3次共生ビジョン 掲載頁	29	担 当	いなべ市 総務部（防災課） 東 員 町 総務課

【1 現状と課題（第3次共生ビジョン）】

- ・消防団は火災活動のみならず、救助活動、水防活動、防火啓発などさまざまな活動が求められ、特に大規模災害時における消防団員の活躍は重要です。
- ・いなべ市消防団と東員町消防団は、定期的に会議を実施し、それぞれの消防団体制について話し合いを行い、現在危惧されている南海トラフ地震や大規模災害発生時における支援協力体制を構築しています。
- ・国においても消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全の確保に資することを目的として、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年法律第110号）が施行されるなど、消防団の充実が図られています。
- ・雇用体系の変化や社会的背景の変化などに柔軟に対応しながら、減少しつつある消防団員を確保する必要があります。
- ・消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行されたことから、火災のみならず震災、風水害対策活動への装備の拡充を行い、消防団員が安全に活動できる環境を整える必要があります。
- ・圏域においては、東日本大震災等の支援経験を踏まえて、平時から近隣市町と連携を密に活動をするとともに、迅速な相互応援のために応援や受援ができる体制を整え、大規模災害に備える必要があります。

【2 基本方針（第3次共生ビジョン）】

- ・企業・自治会と連携し消防団員を確保します。
- ・桑員2市2町（いなべ市、東員町、桑名市、木曾岬町）災害時応援協定に基づき、広域連携体制の確立を図ります。

【3 連携する主な施策（第3次共生ビジョン）】

ア	消防組織強化による消防力の向上
イ	地域防災力の充実・強化

【4 成果指標（第3次共生ビジョン）】

連携する施策	事業数	成果指標	単 位	目標値				
				実績値				
				R2	R3	R4	R5	R6
消防組織強化による消防力の向上	3	消防団員数（累計）	人	425	425	425	425	425
				419	420	415	418	—
地域防災力の充実・強化	3	自主防災組織設置自治会数（累計）	自治体	87	88	89	90	91
				86	86	87	87	—

【5 施策の評価及び課題】

全国的にも消防団員の減少傾向が続き、東員町は条例定数を確保しているものの、いなべ市では条例定数を下回っています。今後を見据えると東員町についても減少傾向になり、消防団員の確保は急務となっております。またサラリーマン化も進み企業勤めの団員が多いなか、消防団への企業の理解を得れるよう、訪問し団員確保の協力及び迅速な出動体制構築を依頼をしました。今後も減少傾向に歯止めがかからない状態となることも想定し、継続的に消防団員の確保に努め、圏内企業に対し積極的な協力を求めていきます。

近年多くの災害が発生するなか、消防団員の資質向上と消防力強化のため令和5年いなべ市・東員町消防団合同で訓練を実施しました。訓練では、救助に使用するさまざまな資機材を活用し救出訓練や大規模火災における消火訓練などさまざまな訓練を実施し、両消防団の連携を図りました。

本年1月に発災した能登半島地震を見据え、いなべ市・東員町のみならず、桑名地区や三重県北勢地区なども含めた連携強化を更に図る必要があります。

【6 達成状況及び今後の方向性】

達成	一部達成	未達成	一部未達成	未実施	未検討
継続	一部継続	廃止			

【7 基本方針 等（第4次共生ビジョン）】

消防組織強化による消防力の向上及び地域防災力の充実・強化については、常備消防機関である桑名市消防本部への委託を通して、消防緊急無線設備の整備、いなべ消防署及びいなべ消防署北分署の消防車両の更新、発電機・電気・電話交換工事等、常備消防の計画的な推進を実施しました。

非常備消防機関である消防団は、企業に協力を求め消防団員数の確保をはじめ、夏季・防災・機関訓練、操法大会等を通して、災害時に適切な活動が行える体制の整備を行うとともに、消防団員の資質向上のため、普通科教育訓練、防災コーディネーター育成講座、防災士資格取得研修を実施してきました。

また、地域系防災行政無線の整備、点検、コミュニティFM放送による防災情報の発信、防災アプリ（防災情報等配信システム）の構築をはじめ、自主防災組織の設置啓発、組織育成、組織訓練を実施してきました。

その他、国民保護法の規定に基づく市民保護体制の構築、災害対策基本法の規定に基づく地域防災計画の策定、三重県防災行政無線運営協議会の運営、災害時応援協定による広域連携体制（桑員2市2町（いなべ市、桑名市、東員町、木曾岬町））、総合計画における危機管理対策の推進等、様々な角度から各種の専門の審議会において、危機管理体制の整備、災害に強いまちづくりの検討を行っています。

圏域においては、今後も平時から近隣市町と連携を密に活動し、迅速な応援や受援ができる体制を整えます。ただし、専門審議会との重複審議となっている面もあり、定住自立圏の視点としては次期共生ビジョンからは廃止します。

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

分 野	地域公共交通			
第3次共生ビジョン 掲載頁	30	担 当	いなべ市 東 員 町	都市整備部（交通政策課） 政策課

【1 現状と課題（第3次共生ビジョン）】

- ・バスや鉄道など公共交通は、「通学、通勤、通院、買物」など日常生活に必要な移動手段として定住促進には欠かすことができません。
- ・本圏域の通学、通勤の主要な手段である北勢線は、沿線市町の支援のもと運営されていますが、依然として経営は厳しく独立採算での運行は難しい状態です。令和元年から3年間の支援は決定していますが、令和4年度以降の支援について協議が必要です。
- ・急速に進む高齢化とともに高齢者による悲惨な事故が発生しており、全国的に高齢ドライバーの運転免許の返納と返納後の移動手段の確保が課題となっています。
- ・本圏域においては、自家用車が主要な移動手段であるため、高齢ドライバーが運転免許を返納しても、安心して日常生活が送れる環境の整備が課題です。
- ・これらの課題に対応するためには、圏域内で運行する鉄道を移動の軸として維持し、その補完的役割として、地域バスの効果的な運行を行います。
- ・バスと鉄道の連携による利便性の高い地域公共交通ネットワークとともに、自転車の活用など地域の特色を生かした交通施策の検討も必要です。

【2 基本方針（第3次共生ビジョン）】

- ・福祉バス及びコミュニティバスと鉄道及び路線バスの連携強化などにより、圏域全体として公共交通の利便性の向上を図ります。

【3 連携する主な施策（第3次共生ビジョン）】

ア	地域公共交通ネットワークの維持・強化
---	--------------------

【4 成果指標（第3次共生ビジョン）】

連携する施策	事業数	成果指標	単位	目標値				
				実績値				
				R2	R3	R4	R5	R6
地域公共交通 ネットワークの 維持・強化	4	三岐鉄道北勢線利用者数	人	2,572,000	2,573,000	2,574,000	2,575,000	2,576,000
				2,006,168	1,923,377	2,084,178	2,150,364	—
		阿下喜駅利用者数	人	120,625	120,750	120,875	121,000	121,125
				96,182	85,077	100,019	95,251	—
		東員駅利用者数	人	186,000	186,200	186,400	186,600	186,800
				139,089	140,466	155,584	168,338	—

【5 施策の評価及び課題】

北勢線のコロナ禍における影響も、復調傾向にありますがコロナ禍以前までの乗車実績まで持ち直すのには時間を要すると考えられ、営業収支も厳しい状況が続いています。

沿線自治体において、そういった北勢線を支えるため、令和4年度から令和6年度の3年間において暫定支援という形で北勢線の運行を担保することができました。

しかしながら、営業収支の改善、車両更新という大きな課題も控えており、自治体として住民の移動手段の確保のため、今後も北勢線の支援について協議が必須となっています。

いなべ市の福祉バスは、自治会要望など可能な範囲で対応を実施し、利便性の向上に努めました。今後も、相乗効果が生まれるよう鉄道との連絡性を念頭におきつつ安定運行を目指します。

東員町のコミュニティバスは、令和5年10月に北勢線との接続性の向上を重視したルートダイヤへの再編を実施し、乗継の利便性の向上に努めました。今後は、再編の効果や再編後の利用実態を把握、分析し、公共交通機関相互の連携を強化しながら、利便性の高い公共交通ネットワークの形成を目指します。

【6 達成状況及び今後の方向性】

達成	一部達成	未達成	一部未達成	未実施	未検討
継続	一部継続	廃止			

【7 基本方針 等（第4次共生ビジョン）】

- ・広域の移動手段としての鉄道、主に地域内の移動手段としてのバスの運行及び鉄道との連絡といった公共交通を整備、維持することは、定住促進には欠かせません。
- ・運営支援を行っている北勢線は、乗車実績が復調傾向にあるものの依然、経営は厳しく独立採算での運行が難しい状態であり、域内の住民の移動手段の確保のためにも、今後も支援などについては沿線市町での協議が必要です。

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

分 野	道路等の交通インフラ整備			
第3次共生ビジョン 掲載頁	30	担 当	いなべ市 東 員 町	建設部(建設課・高速道路対策課) 建設課

【1 現状と課題（第3次共生ビジョン）】

- ・東海環状自動車道においては、新四日市JCTから東員IC間が平成28年8月に、大安ICまでが平成31年3月に開通しました。大安ICから北勢IC（仮称）間について令和6年度供用開始に向け整備が進められています。また北勢IC（仮称）から養老IC間については、令和8年度供用開始と発表されました。西回り全区間の早期開通を目指し、国、県と連携し、事業を推進していきます。
- ・圏域が国土幹線レベルの高速ネットワークへのアクセス機能をもつことになり、企業物流の円滑化や観光施設等への集客が期待されています。
- ・圏域住民の安全性と利便性の向上を図るため、交通機能が十分に発揮できるように、インターチェンジへアクセスする道路網整備をはじめ、幹線道路や生活道路の整備を充実していく必要があります。

【2 基本方針（第3次共生ビジョン）】

- ・広域的な視点での幹線道路及び生活道路の整備により、物流の円滑化、住民の安全性と利便性の向上を図るとともに、東海環状自動車道の整備促進により圏域内外の交流促進を図ります。

【3 連携する主な施策（第3次共生ビジョン）】

ア	幹線道路、生活道路の安全性の向上を図る道路の整備
イ	インターチェンジへのアクセス道路の整備
ウ	東海環状自動車道整備促進に向けた連携

【4 成果指標（第3次共生ビジョン）】

連携する施策	事業数	成果指標	単位	目標値				
				実績値				
				R2	R3	R4	R5	R6
幹線道路、生活道路の整備	6	整備道路総距離数	km	773.852	774.852	777.452	778.052	779.652
				775.971	775.816	775.579	779.964	—
インターチェンジへのアクセス道路の整備	1	整備道路距離数	km	0	0	0	0	3.5
				0	0	0	0	—
東海環状自動車道整備促進に向けた連携	1	圏域の高速道路設置延長距離	km	7.0	7.0	7.0	7.0	13.6
				7.0	7.0	7.0	7.0	—

【5 施策の評価及び課題】

【幹線道路、生活道路網の整備】

企業物流の円滑化、圏域住民の安全性と利便性を図るため、安全な道路空間を構築するとともに、幹線道路や拠点等へのアクセス強化となる道路ネットワークの整備を行っています。

市道西方上笠田線自歩道設置事業

平成26年度から整備に着手し、令和8年度完了に向け整備を図ります。

市道江丸線路肩整備事業

平成28年度から整備に着手し、令和2年度に事業を完了しました。

市道石樽南1区1号線路肩整備事業

令和2年度から事業予定でしたが、地元調整ができず事業を中止しました。

市道丹生川久下2区119号線道路改良事業

平成26年度から整備に着手し、令和6年度に事業を完了する見込みです。

市道笠田新田中央線道路改良事業

平成27年度から整備に着手し、令和5年度に事業を完了しました。

国道421号整備促進事業

令和2年度から整備に着手し、令和4年度に改良工事が完了しました。

【インターチェンジへのアクセス道路の整備】

一般国道421号大安ICアクセス道路整備

県事業で平成30年度より員弁町地内大泉新田交差点から大安町地内三笠橋南詰交差点の区間が国道421号バイパスとして整備が進められ、令和6年中に事業が完了する見込みです。

【東海環状自動車道整備促進に向けた連携】

東海環状自動車道においては、大安ICから北勢IC（仮称）間が令和6年度中に開通する予定です。市域においては令和8年度中に開通が予定されている北勢IC（仮称）から養老IC間の工事が進められています。

東海環状自動車道によるアクセス性の向上をはじめ移動時間の短縮や運搬時間の安定に伴う生産性の向上、通勤圏の拡大に伴う雇用確保など圏域内外の物流・交流を促進するため令和8年度の早期全線開通を目指し、東海環状自動車道関連の同盟会、協議会を通じて国及び関係機関へ強く要望を行っていきます。

【6 達成状況及び今後の方向性】

達成	一部達成	未達成	一部未達成	未実施	未検討
継続	一部継続	廃止			

【7 基本方針 等（第4次共生ビジョン）】

圏域住民の安全性と利便性の向上を図るための道路網整備をはじめ、幹線道路や生活道路では、歩道やあんしん路肩などの交通安全施設の整備を充実していく必要があります。

また、東海環状自動車道においては、令和8年度の北勢IC（仮称）から養老IC間の開通にて全線開通の予定となっております。ミッシングリンクである西回り区間が開通することにより、新名神高速道路や新東名高速道路と一本化した道路ネットワークを形成することで物流の円滑化や観光施設等への集客の増加が見込まれ、更なる経済効果が期待されます。西回り全区間の早期開通を目指し、国、県と連携し、事業を推進していきます。全線開通後には更なる利便性と安全性の向上を求め、災害時でも安定的な人流・物流を支える強靱な道路ネットワークを構築するため、4車線化の推進に向けて国及び関係機関へ働きかけていく必要があります。

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

分 野	圏域内外の住民との交流・移住促進			
第3次共生ビジョン 掲載頁	31	担 当	いなべ市 都市整備部（住宅課） 東員町 建設課、政策課	

【1 現状と課題（第3次共生ビジョン）】

- ・圏域内の定住・移住を促進するうえで、I・J・U（いじゅう）ターンなど都会から田舎に移り住みたい人たちを呼び込むために、地域資源である空き家・空き地を活用することは、地域の維持や景観の保全にも有効な方法です。
- ・空き家利用希望者の多様なニーズ（学校区、農地有無、部屋数他）に応えられるだけの空き家の登録がないことや、空き家利用に係る賃貸・売却価格等の条件で空き家所有者と利用希望者との間で折り合わないなどの問題があります。こうした課題を踏まえ、空き家・空き地を有効活用するためには、空き家を活用した事業の推進などを併せた方策を検討する必要があります。

【2 基本方針（第3次共生ビジョン）】

- ・空き家や空き地などの多様な活用により交流・移住の促進を図ります。

【3 連携する主な施策（第3次共生ビジョン）】

ア	交流・移住の促進
---	----------

【4 成果指標（第3次共生ビジョン）】

連携する施策	事業数	成果指標	単位	目標値				
				実績値				
				R2	R3	R4	R5	R6
交流・移住の促進	3	ホームページ閲覧件数	件	7,650,000	7,760,000	7,870,000	7,990,000	8,110,000
				8,726,558	8,354,914	9,118,426	8,277,374	—

【5 施策の評価及び課題】

本圏域内では、人口減少に伴う空き家増加は少ないものの、空き家が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことを事前に防ぐため、存在する空き家等の有効活用を通じて、暮らしを希望する者と空き家等の所有者を結びつけ、定住促進、次世代支援等による地域の活性化を図りました。

空き家の課題としては、空き家の実態調査を行った結果から、接道が無い・相続に難を要する・仏壇や神棚があるなど物件登録まで進まない要因が多くあります。また、空き家バンク制度の認知度は半数程度にとどまっています。

同調査により空き家の所有者が圏域内に次いで桑名市から津市及び名古屋圏の方が多く、効果が高いとされている車両等、近鉄名古屋線（賢島―名古屋）や近鉄湯の山線（四日市―湯の山）、三岐鉄道三岐線（富田―藤原）や、三岐鉄道北勢線（桑名―阿下喜）、中日新聞（三重県全域）、鈴鹿・東員イオンに空き家バンク・移住等のポスター、広告を掲載することで、本人又はその親族が情報を得ることができ、空家相談件数が多くなり、次のステップに進むと考えます。

また、いなべ市ガス協会と連携し空き家所有者に適正管理の意識づけを行っています。

【6 達成状況及び今後の方向性】

達成	一部達成	未達成	一部未達成	未実施	未検討
継続	一部継続	廃止			

【7 基本方針 等（第4次共生ビジョン）】

- ・本圏内において、空き家の増加を防ぐため、定住促進、空き家利活用、また空き家の除却も含めた適正管理を進めたいと考えています。
- ・具体的には、7年毎の空き家対策計画の見直し、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正により空家管理活用支援法人を創設し、空き家所有者の相談対応、これまで連携協定を締結している一般社団法人三重県古民家再生協会による古民家再利用、中日新聞広告数を増加し啓発強化を行います。

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

分 野	圏域内外の住民との交流・移住促進			
第3次共生ビジョン 掲載頁	31	担 当	いなべ市 東 員 町	企画部（広報秘書課） 政策課

【1 現状と課題（第3次共生ビジョン）】

- ・主に15歳から29歳の若年層の転出等により若者の人口が減少し、圏域の活力低下が危惧されます。ファミリー層を中心とした若者に支持される圏域の魅力創造と発信により、交流・移住を活発化させるとともに、圏域の若者の定着に向けた取り組み強化を進める必要があります。
- ・圏域の魅力を地域内外の方々に発信するために、両市町の広報誌やホームページ等で圏域内の取り組みなどの情報を発信していく必要があります。

【2 基本方針（第3次共生ビジョン）】

- ・若者に支持される圏域の魅力を創造し、交流・移住を活発化させるとともに、若者の定着に向けた取り組みの強化を図ります。

【3 連携する主な施策（第3次共生ビジョン）】

ア	交流・移住の促進
---	----------

【4 成果指標（第3次共生ビジョン）】

連携する施策	事業数	成果指標	単位	目標値				
				実績値				
				R2	R3	R4	R5	R6
交流・移住の促進	3	ホームページ閲覧件数	件	7,650,000	7,760,000	7,870,000	7,990,000	8,110,000
				8,726,558	8,354,914	9,118,426	6,485,035	—

【5 施策の評価及び課題】

【情報誌発行事業】

年間、いなべ市 約155,000部、東員町 約120,000部を発行しています。いなべ市情報誌Linkでは、令和3年8月号で北勢線の特集を行い、その中でLinkを使った謎解きを企画して、北勢線の魅力を紹介しました。

【ホームページ事業】

ホームページのほか、SNSやメール配信を活用して行政情報やイベント情報などが、素早く広くいきわたるよう情報発信を行っています。

今後も圏域内の行政情報やイベント情報などを連携して発信して必要があります。

【6 達成状況及び今後の方向性】

達成	一部達成	未達成	一部未達成	未実施	未検討
継続	一部継続	廃止			

【7 基本方針 等（第4次共生ビジョン）】

現在、情報発信の方法は多種多様となり、圏域内の情報を共有する意義は薄れてきました。今後はそれぞれの市町にあった情報発信方法を模索しながら、情報発信を進めていきます。

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

分 野	圏域内外の住民との交流・移住促進			
第3次共生ビジョン 掲載頁	31	担 当	いなべ市 東 員 町	農林商工部（商工観光課） 政策課

【1 現状と課題（第3次共生ビジョン）】

- ・主に15歳から29歳の若年層の転出等により若者の人口が減少し、圏域の活力低下が危惧されます。ファミリー層を中心とした若者に支持される圏域の魅力創造と発信により、交流・移住を活発化させるとともに、圏域の若者の定着に向けた取り組み強化を進める必要があります。
- ・圏域の魅力を地域内外の方々に発信するために、両市町の広報誌やホームページ等で圏域内の取り組みなどの情報を発信していく必要があります。

【2 基本方針（第3次共生ビジョン）】

- ・若者に支持される圏域の魅力を創造し、交流・移住を活発化させるとともに、若者の定着に向けた取り組みの強化を図ります。

【3 連携する主な施策（第3次共生ビジョン）】

イ	若者の交流及び移住・交流の促進
---	-----------------

【4 成果指標（第3次共生ビジョン）】

連携する施策	事業数	成果指標	単位	目標値				
				実績値				
				R2	R3	R4	R5	R6
若者の交流及び移住・定住の促進	1	20代・30代の人口統計	人	16,020	16,030	16,040	16,050	16,060
				15,874	15,271	15,150	15,018	—

【5 施策の評価及び課題】

にぎわいの森を核に、季節ごとのイベントの開催や毎週末に日曜マルシェを開催、市民や市民団体の活動の場として提供することなどにより、単にマルシェでにぎわいを創出するのではなく、働き方や市民の新たな活動拠点として、起業・創業支援、市民活動支援により、地域内外に居住する方に地域の魅力を伝え、定着に向けた取り組みとして強化を図ることができました。

また、当該活動について、SNS（Instagram：にぎわいの森、GCI）を積極的に活用し、イベント開催前後に地域の魅力を発信することができました。

今後にもにぎわいの森を核とした賑わい創出や定住促進を継続していく必要があります。

【6 達成状況及び今後の方向性】

達成	一部達成	未達成	一部未達成	未実施	未検討
継続	一部継続	廃止			

【7 基本方針 等（第4次共生ビジョン）】

グリーンクリエイティブいなべの理念を、東員町や菰野町にも広げていき、若者に支持される圏域の魅力を創造していくことで、交流・移住を活発化させるとともに、若者の定着に向けた取り組みの強化を図ります。

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

分 野	圏域内外の住民との交流・移住促進			
第3次共生ビジョン 掲載頁	31	担 当	いなべ市 東 員 町	教育委員会（生涯学習課） 社会教育課

【1 現状と課題（第3次共生ビジョン）】

- ・圏域内には、様々な規模や形態の運動施設、文化施設や図書館などの公共施設があり、両市で共用することで、利便性の向上が図れるものが多くあります。定住・移住を促進するうえで、「住みやすい・住み続けたい・住んでみたい」圏域づくりを行うために、行政の壁を越えて、これらの公共施設を圏域住民が同一の条件で相互に利用できるような仕組みづくりを行う必要があります。
- ・公共施設の維持管理において、施設の老朽化対策や利便性の確保のため、公共施設等総合管理計画策定が求められています。圏域内での相互利用を念頭においた計画の策定・見直しを検討する必要があります。

【2 基本方針（第3次共生ビジョン）】

- ・圏域内の体育・文化施設の相互利用に向けて圏域内住民料金の統一化などの整備を行います。

【3 連携する主な施策（第3次共生ビジョン）】

ウ	公共施設相互利用の促進
---	-------------

【4 成果指標（第3次共生ビジョン）】

連携する施策	事業数	成果指標	単位	目標値				
				実績値				
				R2	R3	R4	R5	R6
公共施設相互利用の促進	1	施設利用者数	人	537,000	538,000	539,000	540,000	541,000
				417,562	440,341	470,487	545,187	—

【5 施策の評価及び課題】

インターネットを利用した施設予約システムの導入により、圏域住民が市内文化施設・体育施設の空き状況照会や仮予約を申請することができます。
 また、課題であった施設老朽化の解消のため、令和6年度より文化施設、体育施設の大規模改修工事を順次進めていきます。
 課題として、社会教育施設の管理計画の策定が挙げられます。

【6 達成状況及び今後の方向性】

達成	一部達成	未達成	一部未達成	未実施	未検討
継続	一部継続	廃止			

【7 基本方針 等（第4次共生ビジョン）】

新規建設や大規模改修による施設リニューアル時など、利用料金の設定や見直しが行われる際には、圏域内の体育・文化施設の相互利用に向けて圏域内住民料金の統一化を検討します。

圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

分 野	圏域内市町村の職員等の交流			
第3次共生ビジョン 掲載頁	32-33	担 当	いなべ市 総務部（職員課） 東 員 町 総務課	

【1 現状と課題（第3次共生ビジョン）】

【行政職員】

- ・圏域全体を活性化していくためには、魅力ある施策を企画・運営していく、いなべ市・東員町の職員の資質向上が今後一層求められます。
- ・第1次共生ビジョンでは、圏域マネジメント能力の向上となる合同研修を開催し、人材育成を進めてきました。第2次共生ビジョンでは、合同研修を通じて、お互いの市町を理解するとともに、行政の課題解決に向け、意見交換を図る機会を設け、さらなる圏域マネジメント能力の向上を図れるよう人材育成を進めてきました。
- ・本共生ビジョンでは、さらに、圏域マネジメント能力向上を図るため、両市町それぞれが独自で開催する研修に受講できるよう呼びかけ、職員資質向上のための機会を提供しあう必要があります。

【2 基本方針（第3次共生ビジョン）】

- ・行政職員の資質向上及び圏域マネジメント能力の強化を図ります。

【3 連携する主な施策（第3次共生ビジョン）】

ア	行政職員の資質の向上
---	------------

【4 成果指標（第3次共生ビジョン）】

連携する施策	事業数	成果指標	単 位	目標値				
				実績値				
				R2	R3	R4	R5	R6
行政職員の資質の向上	1	職員研修会参加者数	人	38	38	38	38	38
				32	23	22	56	—

【5 施策の評価及び課題】

法制執務（初級・実務）、公文書基礎、行政手続法等に関する内容で、年2回それぞれの会場で研修を開催しました。また、令和5年度には、総務省地方公務員課長を講師としてお招きし、東員町役場で「地方活性化を考える」講演会を管理職を対象に開催しました。

令和5年5月から新型コロナウイルスが5類感染症に移行されたことで、対面研修に対する抵抗は薄れたと思われますが、研修参加者数はコロナ禍前の水準には戻っていない状況です。

引き続き、魅力ある研修内容を検討し、1市2町の連携強化を進めます。

【6 達成状況及び今後の方向性】

達成	一部達成	未達成	一部未達成	未実施	未検討
継続	一部継続	廃止			

【7 基本方針 等（第4次共生ビジョン）】

コロナ禍を経て、自治体職員に求められる資質や研修体系が大きく変化しました。新しい時代に求められる人材育成を目指し、更なる連携強化を図ります。

圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

分 野	圏域内市町村の職員等の交流			
第3次共生ビジョン 掲載頁	32-33	担 当	いなべ市 教育委員会（学校教育課） 東 員 町 学校教育課	

【1 現状と課題（第3次共生ビジョン）】

【教職員】

- ・学習指導要領改訂による新たな教育の推進、いじめ・不登校・虐待等の今日的な課題に対する適切な対応等教員の指導力の向上が求められます。
- ・教員の資質向上を図るため、教育課題に応じた市教育研究所研修講座を開催するとともに、圏内の小中学校教職員の受講を進める必要があります。
- ・圏域内の児童生徒の「豊かな心・確かな学力・健やかな体」を育むためには、市教育研究会・郡市教育研究会等の活動を充実させ、教育研究を充実させる必要があります。

【2 基本方針（第3次共生ビジョン）】

- ・豊かな心、確かな学力、健やかな体を育むため、教職員の総合的な教育力の向上を図ります。

【3 連携する主な施策（第3次共生ビジョン）】

イ	教職員の資質・指導力の向上
---	---------------

【4 成果指標（第3次共生ビジョン）】

連携する施策	事業数	成果指標	単位	目標値				
				実績値				
				R2	R3	R4	R5	R6
教職員の資質・指導力の向上	3	教職員研修活用率	人	85	85	85	85	85
				0	95	87	99.6	—

【5 施策の評価及び課題】

【教職員の資質・指導力の向上】

教職員の人材育成を目的に「市教育研究所 研修講座」「市教育研究会活動」「町教育研究会活動」「郡市教育研究会活動」を実施しました。

「市教育研究所 研修講座」においては、「学習指導要領」「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（中央教育審議会答申）」に対応するための「教科研修」講座を開催しました。また、「特別支援教育（愛着障害）」「働き方改革」「著作権」等の今日的な教育課題に対応するための「教育課題研修」を開催しました。加えて、「道徳科」「特別支援教育（愛着障害）」「マネジメント研修」等の校内研修や部会別研修に講師を派遣する「出前研修」を開催し、教職員の資質向上に寄与することができました。

「市教育研究会活動」においては、いなべ市小中一貫教育の推進を目的に中学校区をまとまりとした研究活動を進めることができました。今後は各中学校区における研究活動を更に交流することで、教職員の資質向上につなげていきます。

「町教育研究会活動」においては、幼保小中が連携し、16年一貫教育プランの推進、やり抜く力（GRIT）の育成等を進めることができました。今後も、園・校・家庭・地域が共に取組をすすめることで、三感（基本的信頼感・自己肯定感・自己有能感）を育み「生きる力」の土台になる『意欲』を高めていきます。

「郡市教研活動」においては、小学校教職員は、市教研・町教研の研究発表会や各校での校内研修へ参加し、学び合うことができました。中学校教職員は、教科別学習会を企画し、実践交流や専門性を高める学習会を年に数回実施しました。

【6 達成状況及び今後の方向性】

達成	一部達成	未達成	一部未達成	未実施	未検討
継続	一部継続	廃止			

【7 基本方針 等(第4次共生ビジョン)】

「市教育研究所 研修講座」の教職員研修活用率は85%を超えており、「市教育研究所 研修講座」が、教職員の資質・指導力向上の場としての役割を果たしたと考えます。また、「市教育研究会活動」「町教育研究会活動」「郡市教育研究会活動」を実施することで、各校での取組を展開、発展することができたので廃止とします。

圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

分 野	圏域内市町村の職員等の交流		
第3次共生ビジョン 掲載頁	32-33	担 当	いなべ市 企画部（市民活動室） 東員町 町民課

【1 現状と課題（第3次共生ビジョン）】

【市民活動団体】

- ・いなべ市市民活動センター及びとういん市民活動センターが中心となり団体登録や運営支援を行っています。平成30年度にはいなべ市では139団体、東員町では72団体が登録しさまざまな活動を行っています。
- ・市民活動センターでは市民活動団体の相談支援や指導を行うだけでなく、各種講演会や講座を開催しています。また、活動団体の発表の場として「スマイルフェスタ in いなべ」や「とういんわくわくフェスタ」を開催し、交流の場を提供しています。
- ・インターネットや情報誌を活用して情報を共有し、市民活動団体の相互のつながりを醸成する機会の充実を図っています。
- ・市民活動センター職員は、各種研修に参加し自己研鑽を行い、リーダー育成の推進に力を注いでいます。
- ・今後も引き続き、公共の担い手となる市民活動への意欲を盛り上げ、各種団体が望む活動や、市民活動団体相互のネットワークの構築により市民活動団体の資質の向上を図るとともに、市民活動を担う人材の育成及び確保が必要です。

【2 基本方針（第3次共生ビジョン）】

- ・新たな担い手としての市民活動団体等の活動支援を行います。

【3 連携する主な施策（第3次共生ビジョン）】

ウ	市民活動団体の資質の向上
---	--------------

【4 成果指標（第3次共生ビジョン）】

連携する施策	事業数	成果指標	単位	目標値				
				実績値				
				R2	R3	R4	R5	R6
市民活動団体の資質の向上	1	市民活動室登録団体数	団体	213	215	217	220	222
				207	201	206	206	—

【5 施策の評価及び課題】

センターでは、市民活動団体の相談支援や指導を行うだけでなく、市民活動がより充実したものとなるように、市民活動に関わる講演会や講座を開いたり、スマイルフェスタをはじめとする様々な交流会を開催したりすることで、団体相互のつながりを醸成する機会の充実を進めています。また、センター職員も各種研修に参加して自己研鑽に努めるとともに、市民活動団体をけん引していくリーダーの育成推進に力を入れています。

ほかにも、「センターだより」や「活センニュース」を両市町で共有したり、ホームページやInstagramで情報を発信することで、団体の活動内容やイベントの周知を図っています。

【6 達成状況及び今後の方向性】

達成	一部達成	未達成	一部未達成	未実施	未検討
継続	一部継続	廃止			

【7 基本方針 等（第4次共生ビジョン）】

コロナ禍で活動やイベント等の制限があった中でも、各団体が活動できる環境づくりを行いました。また、各市民活動センターから発信される情報を、紙媒体やホームページ等で共有化を図ってきました。

今後も情報の共有は継続していきますが、各市町に適した新たな担い手の確保や育成といった課題に取り組むことで市民活動への意欲を盛り上げていくため、圏域全体での取組としては廃止とします。

圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

分 野	圏域マネージメントの強化に係る取組			
第3次共生ビジョン 掲載頁	32-33	担 当	いなべ市 東 員 町	農林商工部(商工観光課) 政策課

【1 現状と課題（第3次共生ビジョン）】

【圏域住民・圏域企業など】

- ・魅力ある地域づくりを推進していくためには、専門的な知識を身につけた人材などを圏域内に育成していかななくてはなりません。
- ・今後も引き続き「魅力あるまちづくり」を市民と共に進めていくために各専門分野におけるマネジメント技術などを学び身に付ける研修会等を開催し、圏域を牽引する人材の育成や確保が必要です。

【2 基本方針（第3次共生ビジョン）】

- ・地域を牽引する圏域内の住民・企業などの資質向上及び圏域マネジメント能力の強化を図ります。

【3 連携する主な施策（第3次共生ビジョン）】

工	圏域内の企業・住民などの人材育成の推進
---	---------------------

【4 成果指標（第3次共生ビジョン）】

連携する施策	事業数	成果指標	単 位	目標値				
				実績値				
				R2	R3	R4	R5	R6
圏域内の企業・住民など の人材育成の推進	1	まちづくりに関する研修会等参加者数	人	91	102	113	124	135
				167	330	324	247	—

【5 施策の評価及び課題】

「魅力あるまち」にするための一環として「持続可能なまちづくり」の取り組みを進めています。まちに住み続けるには、「魅力ある仕事」が必要です。「INABE SDGs 4T PROJECT」を令和3年度から実施しています。おもに地元企業に協力をいただき、会社紹介やその企業オリジナルのものづくりや工場見学を体験いただくことで、参加した市内家族にこのまちにはどのような仕事があるのか、このまちの大人たちはどんな風に働いているのか、そしてどんなSDGsに取り組んでいるのかを知ってもらう機会としています。また、仕事面だけではなく、このまちの魅力を再発見できる「アウトドア自然体験」などを実施しています。いなべ市が持つ豊かな自然や里山、食の恵みを参加した市内家族に体験してもらうことで、「いなべ市の魅力」を再認識してもらうという取り組みです。こうした取り組みの中で、様々なステークホルダーとの連携の可能性を模索し、「いなべ市の魅力」について知る、学ぶ機会を提供することができました。

市内事業者には、圏域を牽引する人材の育成や確保にむけて、市商工会との創業支援事業であり、いなべ市で起業を目指す人々が参加する「いなべ創業塾」、市内事業者を対象にSDGsをビジネスに結び付け、社会課題をどう解決するかを学ぶ「SDGsブラッシュアップセミナー」を開催しました。

今後も引き続き「魅力あるまちづくり」を市民と共に進めていくために、各専門分野におけるマネジメント技術などを学び身に付ける本事業等を継続し、圏域を牽引する人材の育成や確保が必要です。

【6 達成状況及び今後の方向性】

達成	一部達成	未達成	一部未達成	未実施	未検討
継続	一部継続	廃止			

【7 基本方針 等（第4次共生ビジョン）】

SDGsの視点を取り入れ、持続可能なまちづくりを進めてきました。こうした取組の中で、様々なステークホルダーとの連携の可能性を模索し、地元企業にも様々な協力を得るようになりました。しかし、「圏域マネージメントの強化に係る取組」までの連携に至ることはできませんでした。地元企業とのつながりを大切にしていくため、今後は産業振興の分野で連携協力を進めていきます。